

平成20年10月28日  
環境省自然環境局  
野生生物課

## 規制改革会議答申案に対する環境省意見

### 1. 答申案

2. (2). ③ 鳥獣の捕獲に係わる規制について  
イ カラスの卵等の捕獲に係る手続きの簡素化

#### 【具体的な施策】

被害の程度や頻度により、緊急的な対応が求められる場合には、事後報告制度を認めるなど、弾力的な運用を図るべきである。

### 2. 環境省意見

事後報告制度は、捕獲する鳥獣による被害の程度や適正な捕獲手段であるか否かを確認しないまま住民の判断に任せてしまうものであり、都道府県知事が定める捕獲許可基準を満たさない場合でも安易に捕獲行為が行われるおそれがあることなど、野生鳥獣の捕獲について被害の程度や捕獲手段の妥当性等客観的な確認を事前に行った上で許可をする鳥獣保護法の根本的な枠組みを逸脱してしまうおそれがある。そのため、カラスの卵の採取等の手続きの簡素化という観点だけをもって法の根幹を揺るがすおそれのある事後報告制度を導入することについては同意し難いものである。

また、カラスの問題については、むやみな卵の採取により解決するものではなく、地域の実情に応じたゴミ対策の徹底やカラス(成鳥)の計画的な個体数調整など、総合的かつ計画的な取り組みが必要であると考える。なお、カラスの生態について十分な知識を有していない住民等による安易なカラスの卵の採取等は、採取時に親のカラスの攻撃を受けてケガをするおそれや、興奮した親のカラスが巣のあった場所に近づく住民を攻撃するおそれがあるなど、かえって住民の安全が損なわれる可能性があることから、捕獲の妥当性等を事前に適切に判断し住民の安全を確保した上での捕獲等が行われる必要があると考える。

### 3. 環境省の対応方針

効果的なカラスの被害対策を推進するため、先進的な取組を行っている自治体の事例を紹介するとともに、捕獲申請・許可に係る手続き等について必要な助言を併せて行うことで効率的で安全なカラスの被害対策の一層の推進を図ってまいりたい。

## 自治体におけるカラスの捕獲に係る対応例

### 1. 業者に対して一定期間の捕獲許可を予め出すこととしている例

#### (例1) 東京都

実績や業績を審査し、適切と判断される業者(許可業者)に対して、半年間の許可をだしている。

捕 獲 許 可：東京都知事

許 可 業 者：のべ約 50 社（造園業、土木業、ペストコントロール関係業者等）

捕 獲 方 法：雛、卵、巣の撤去を想定しており、手取りが中心。

対 応 状 況：一般住民の問い合わせを受けた許可業者が、有償(数千～数万程度で、業者によって異なる)で撤去を行う。

#### (例2) 神奈川県横浜市

横浜市が、市と協定を結んだ業者に対して、3ヶ月間の捕獲許可を出している。

事 業 者：横浜市

捕 獲 方 法：地上 12m 程度の高さまでのみ

捕 獲 許 可：横浜市において、協定業者に対して 3ヶ月の捕獲許可。

対 応 状 況：民地における巣やヒナの捕獲について、市民から協定業者に依頼を行い、協定業者が捕獲を行う。

市民の負担等：協定業者に行う捕獲については、市が定める費用の半額を市が補助している。また、カラスに対する注意看板の貸し出し、出張研修等も併せて実施している。

そ の 他：なお、市民自ら行う捕獲に対しては個別の審査を行った上で許可することになるが、実例はほとんどない。

### 2. 自治体が自ら捕獲を行っている例

#### (東京都豊島区の例)

豊島区の事業として、通年で委託契約した業者が、緊急時対応のためにカラスの捕獲事業を行っている。

事 業 者：東京都豊島区

捕 獲 方 法：手取り（地上 10 m 程度の高さまでのみ）

捕 獲 許 可：東京都知事が通年で許可。

対 応 状 況：個人住宅の敷地内での巣やヒナが原因で、カラスが人を襲うなど、緊急を要しており、また、その所有者から撤去について同意を得られていることを要件として、市の負担において豊島区が委託した業者が捕獲を行う。

**参考**カラスの個体数調整のための計画的な捕獲を行っている例

(東京都の例)

東京都の事業として集団ねぐらにおけるカラスのわなによる捕獲事業を行っている。

事業者 : 東京都

捕獲方法 : わなによる捕獲

捕獲許可 : 東京都知事

対応状況 : 平成 19 年度で約 10000 羽の捕獲が行われている。また、防鳥ネットの普及等、捕獲以外の対策も進めている。

成果 : 個体数調整、緊急時の対応、ゴミ対策等の総合的な取り組みにより、平成 13 年度に約 3800 件あった苦情件数が、平成 18 年度で約 900 件程度まで減少した。

## ハシブトガラスの生態等

### 1. 日本に生息するカラス類

- ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス、コクマルガラス、ワタリガラスの5種が生息。
- 市街地に生息するのは、主にハシブトガラス。



### 2. ハシブトガラスの生態

性質：もともと森林性の野鳥で、林縁に生息。都市域の環境に適応したため、都市部で増加。

食性：雑食性（木の実、昆虫類等）

営巣：主に茂った樹林の上（95%）

木の葉が茂った後に営巣を始めることが多い。

繁殖期：4月頃営巣をはじめ、5～7月頃雛を育てる。7月には巣立ち雛が見られる。

巣作りから巣立ちまで、大凡2ヶ月程度。繁殖期には神経質になることがある。

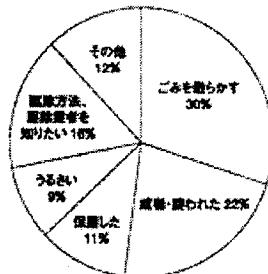
繁殖に途中で失敗すると、再度繁殖行動を行うことがある。

ねぐら：秋から冬にかけて、集団でねぐらを形成する。

### 3. 都市域におけるカラス被害

#### ○ アメニティの問題

- ・ 主に、ゴミを荒らす、鳴き声がうるさい等。
- ・ その他、ペットが襲われる、巣材に使うハンガー等が盗まれる等



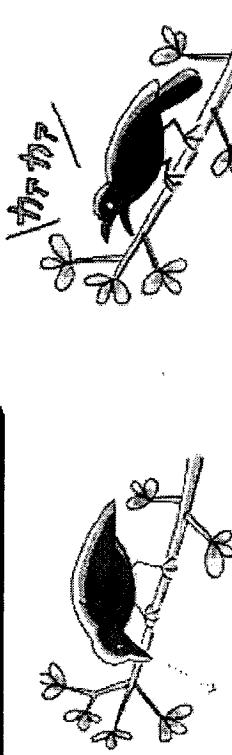
#### ○ 人への威嚇、攻撃の問題

- ・ 繁殖期に一部のカラスが行う。
- ・ カラスが群れで人を襲うことはほとんどなく、雛を守るために単独又はつがいにより行われ、人が巣を見下ろすような位置にいる場合に起こる（別紙）。
- ・ 鳴き声等による威嚇があり、それでも立ち去るなど回避しない相手に対し、飛びかかる、掴むなどの直接攻撃に移る（前触れもなく、いきなり襲いかかってくることはない）。
- ・ 人によっては、「威嚇」の段階で、「襲われた」と感じる人がいる。

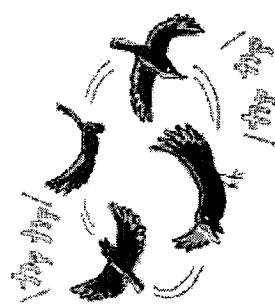
### 4. カラスによる被害の対策等

- 基本的事項：被害実態の把握、課題の整理を行い、計画的に対応する必要がある。
- ゴミ対策：カラスを寄せ付けない工夫が、カラス対策の基本である。
- 個体数調整：計画的な捕獲による個体数の調整が必要となる場合がある。
- 緊急時対応：攻撃的なカラスの巣の撤去等（撤去によってかえって攻撃性が増す場合があるため、攻撃の有無、巣の撤去による影響等を判断する必要がある。）

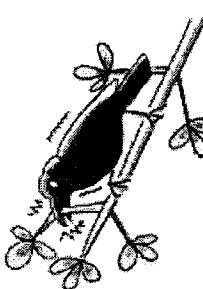
ハシブトガラスが攻撃にいたるプロセス



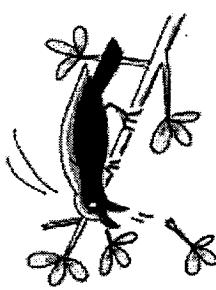
1. 鳴が来るとまずは注意している



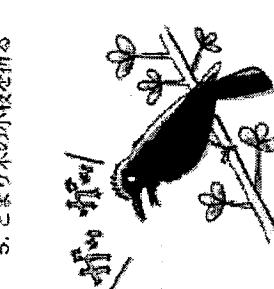
2. 行動を示すために大きな声で鳴く



3. 勇きながら旋回して威嚇をする



4. とまり木にくちばしをこすりつける



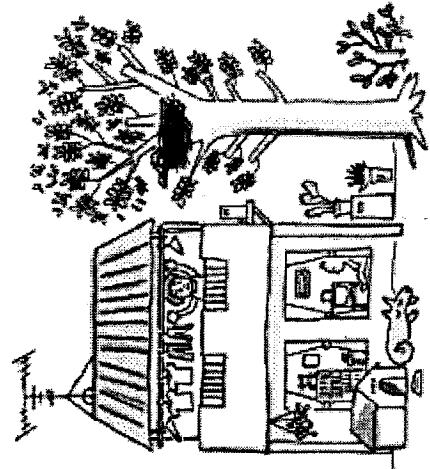
5. とまり木の小枝を折る



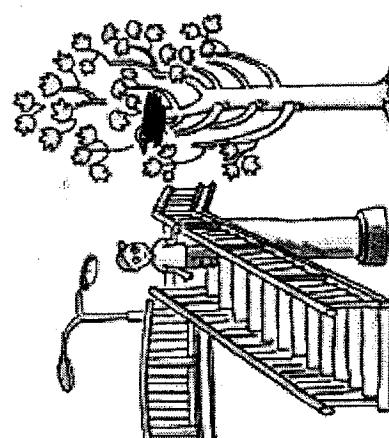
7. ハッガッと潤った声を出す

8. 後ろから顎で蹴る

カラスの攻撃が起こりやすい果と人の位置関係



ペランダと同じ高さに果がある場合  
マンションの樹木に鳥があり、屋上に人が立った場合



街路樹に果があり、人が歩道橋を歩く場合